

業務説明資料

1 件名

心臓リハビリテーション啓発コミック動画制作業務委託

2 業務目的

「心臓リハビリテーション」※¹について市民に分かりやすく普及啓発するために、令和4年度に制作したマンガで分かる啓発冊子を活用して、さらに幅広い年代に「心臓リハビリテーション」について啓発するためにマンガを映像化し、若年層に知名度のある声優を起用した動画を作成する。SNS等で動画を配信することで、心疾患のり患が少ないために疾患への関心が低い若年層に対して、心臓リハビリテーションという言葉を知る機会を作る。若年層に啓発することで、家族等の身の回りの心疾患患者への心臓リハビリテーションの啓発効果が期待できる。2年間の配信期間中に、若年層を中心により多くの方に心臓リハビリテーションを広めることを目的とする。

※¹ 心臓病の患者さんが、体力を回復し自信を取り戻し、快適な家庭生活や社会生活に復帰するとともに、再発や再入院を防止することをめざしておこなう総合的活動プログラムのことです。内容として、運動療法と学習活動・生活指導・相談(カウンセリング)などを含みます。

3 本事業のメインターゲット層

経済状況や健康レベルに関わらず、次の世代をターゲットとする。

- ・20～30 歳代（若年層）

4 作成物概要

業務目的及びメインターゲット層を意識したコミック動画を2種類（再生時間別に1種類ずつ）制作する。

(1) 完全版動画

ア 再生時間

2分30秒程度

イ ファイル形式

YouTube にアップロードできるファイル形式とすること。

ウ 音声

BGM及びセリフを録音したもの

(2) PR用動画（完全版動画を編集したもの、音声入り）

ア 再生時間

15秒程度

イ ファイル形式

YouTube にアップロードできるファイル形式及び MP 4 等の PC で再生できる形式とすること。

ウ 作成方法

(1) で作成した動画を編集し、作成すること。スチール写真を使用し、出演声優が誰か分かるようなシーンを追加すること。

エ 使用用途

医療機関、区役所、市庁舎のサイネージ広告として使用

5 業務概要

(1) 業務履行スケジュール・工程表の作成

動画制作前に、スケジュール・工程表を横浜市へ共有し合意を得ること。その際、納品までの制作過程で、横浜市が動画内容の確認及び修正が実施可能な十分な期間及び確認回数を設けること。

(2) 動画の作成

横浜市が提供するマンガデータを基に動画を作成する。読まれているセリフが分かるように表現を工夫すること。

(3) 録音

ア 出演者

(ア) 地上波連続放送アニメーションで主要キャラでの出演経験のある声優を起用すること。ただし、事前に横浜市と合意を得て決定し、交通費を含むすべての経費を受託者が負担すること。出演者全般について肖像権、その他法的な問題が発生しないよう、権利処理等の手続きについては受託者がすべて行うこと。動画の使用期限が納品日より最低 2 年間保証されるように権利関係を整理すること。

(イ) 登場人物 10 名に対して、最低 2 名の声優を起用すること。

イ 録音スタッフ・機材

必要なスタッフ、スタジオ、機材は受託者が用意・負担すること。

(4) 編集

映像と音声を作成物概要に合わせて編集すること。編集した映像は試写を行い、指摘のあった事項を修正すること。

(5) 業務執行体制

必要に応じて一部業務を委託することも可能だが、委託先に関する情報を横浜市へ提供すること。

6 留意事項

- (1) 校正の時期や回数等に関しては、委託者と協議のうえ決定すること。またその内容を遵守すること。
- (2) 制作する動画の方針、内容は委託者と充分協議し決定するものとし、委託者が意見を提示した場合はその内容を踏まえて制作すること。
- (3) 音楽素材の使用については、原則としてオリジナルかフリー音源等、著作権その他法的な問題が発生しないものを使用することとする。使用料や使用許可手続き等が発生する場合は、受託者が負担し手続きを行うこと。
- (4) 特別な事情により、委託者が修正や変更を求めた場合は、履行期限までの期間中で反映すること。

7 履行期間

契約締結日～令和6年2月29日（木）

8 納品物

令和6年2月29日（木）までに、各データを格納したDVD-Rをそれぞれ1部
がん・疾病対策課に納品すること。

- (1) 動画データ
- (2) スチール写真データ（啓発動画PR用の静止画）

9 履行場所

医療局がん・疾病対策課の認める場所

10 特記事項

- (1) 本件の成果物に対する著作権等の権利は、すべて横浜市に帰属するものとする。
- (2) 委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、横浜市の規約規則や委託契約約款などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は、進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、委託者が認めた情報以外の情報を第三者へ提供及び公表をしてはならない。